

西予市イメージキャラクター「せい坊」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西予市イメージキャラクター「せい坊」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、あらかじめ西予市イメージキャラクター「せい坊」着ぐるみ借用申請書（別記様式。以下「借用申請書」という。）を一般社団法人西予市観光物産協会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 西予市の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、仏教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 営利目的のみの活動に使用するとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他、理事長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用の承諾)

第3条 代表理事は、着ぐるみの使用の可否について、借用希望者から提出のあった借用申請書に記入の上、借用希望者に通知するものとする。

(貸出方法)

第4条 貸出しを受ける者（以下「借用者」という。）は、代表理事から着ぐるみを受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸出に伴う搬入及び運搬は、借用者が行うものとする。この場合において、搬送に係る経費は、借用者が負担する。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として5日以内とする。ただし、代表理事が必要と認めたときは、この限りではない。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 着ぐるみ使用マニュアルを遵守して取り扱うこと。
- (3) 貸出期間を厳守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 荒天時に屋外で使用しないこと。

(6) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。

(7) その他、代表理事が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(現状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、借用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、借用者が被った被害、又は借用者が第三者に与えた損害に対しては、代表理事は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、代表理事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。

別記様式（第2条関係）

西予市イメージキャラクター「せい坊」着ぐるみ借用申請書

令和 年 月 日

（一社）西予市観光物産協会 様

（借用希望者）

住所：

団体名等：

代表者名：

印

西予市イメージキャラクター「せい坊」の着ぐるみ貸出要綱に基づき、着ぐるみの借用を申請します。

使用目的	行事名： 使用日： 使用場所： 概要：
希望付属品	※貸付を希望するものに○をつけてください。 みかん・わらぐろ・お相撲さん・うし・茶・アジ
貸出期間	令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）
担当者連絡先	氏名： 電話番号： メールアドレス：

※行事の概要がわかるものやチラシ等があれば、併せて提出してください。

※着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提出してください。

上記申請について許可します。

令和 年 月 日

一般社団法人西予市観光物産協会

事務局長	係	合 議